

行政改革の目的について

一一八五〇字

私は、新進党の中に今回つくられました政権準備委員会の行政改革担当をいたしております。私も新進党あるいはこの政権準備委員会は、今日の一番重大な政治課題の一つは行政改革である、このように考え、過般、本会議におきまして、海部党首がみずから、行政改革について具体的な提案をもって所信を申し上げたところであります。

総理も常々、行政改革の重要性をたびたびお述べになり、また施政方針演説においては、行政改革は内閣の最重要課題であります、私は、言葉だけの改革に終わることのないよう、不退転の決意と勇気を持って実りのある改革を断行する所存であります、このように述べられているところでございます。私も、この意気込みは本当に大変結構なことだと考えておりますし、また、行政改革は与党も野党もない、これは政治家がすべて責任を持ってやっていくことだ、このようにも考え、御支援申し上げるところは精いっぱいお手伝いをする、また、お互い論議をして、いい行政改革を実現をしていきたい、こんな思いであります。

私も、行政改革の目的、目標というものはいろいろありますけれども、二十一世紀に通用する効率のいい行政政府あるいはそれに伴う地方自治、こういったものをつくり上げることが行政改革の一番の目的であるう、こんなふうにご考えて今努力をいたしております

が、総理自体の行政改革に対する目的というのはどういふふうにお考えでしょうか。

村山内閣総理大臣 今、中井委員から力強い激励と、行革については与野党ない、国会、政府を挙げて実行すべきものだという力強い言葉をいただきましたから、心からお礼を申し上げたいと思っております。

これは、今お話もございましたように、いろんな角度から考えて、それぞれの考えはあると思いますが、端的に申し上げますと、やっぱり行政改革の目的は何かといえば、簡素で効率的な政府を実現するというのが一つと、同時に、行政を取り巻く客観的な情勢というのは社会的にも経済的にもどんどん変わっていつていっているわけでありますから、その変わった状況に機敏に対応できるように、そういう行政組織というものを考えていくことが大事ではないか。そして何よりも、行政全体に対する国民の信頼を回復する、いたたくということも大事な視点ではないかというふうに思っておりますから、そういう視点に立って規制緩和なり、あるいは特殊法人の問題なり、あるいは地方分権の問題なり等々、当面する行政改革の課題について全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

中井委員 政府の行政改革の方針等をいろいろと資料等で見させていただけますと、お話のありました特殊法人の整理合理化あるいは規制緩和、地方分権、特に総理が力を入れておられます情報公開、それから行政組織の合理化あるいはまた総合調整機能の見直し、こ

ういったところが中心的と言われておりますが、総理が当委員会や
らあるいは本会議等で御質問に対してお答えになるのを聞いており
ますと、大体特殊法人の整理合理化、そして規制緩和、地方分権、
情報公開、この四つに絞ってお答えになっておられる。

こころ辺は、どういう理由で、行政組織の合理化あるいは総合調
整機能、こういったものを省いておっしゃっておられるのか、一度
お尋ねをいたします。

村山内閣総理大臣 別に省いてというのではなくて、当面、今の
内閣としてやり得る緊急的な、取り組まなきゃならん課題は何かと
いう視点から考えた場合に、今御指摘のありましたような問題点を
挙げて、そして解決に努力していきたいというふうに思っています。

そうしたもろもろの改革を進める過程の中で、今の行政組織でも
って十分対応し得るのか、あるいは不合理な点があるのかというよ
うな問題については、これはやっぱりふだんから検討を加えていか
なきゃならぬ課題であって、今ここで直ちに結論を出して、そして
やらなきゃならぬところまでには至っていない、もう少し検
討しなきゃならない課題がそれぞれあるんじゃないか。総合調整を
する機能とそれぞれの所掌する事務について、あるいは事業につい
てやっていくというようなこととの関連というものはどうあること
が一番いいのかというようなことにつきましては、前段で申し上げ
ましたような規制緩和の問題とか特殊法人の問題とか、あるいは地
方分権、情報公開とか、そうしたもろもろのことが実行される過程
の中で、さらにふだんから検討を加えていかなきゃならぬ課題では

ないかというふうに受けとめておるところであります。

中井委員 報道によりますと、橋本通産大臣が特殊法人の整理合
理化について、例えば、単なる数合わせなのか、あるいは財源問題
を考えたものなのか、こころ辺をきちっとしなきゃならない、こう
いったことを政府内部でも言われておると報じられております。

行政改革に過去、国鉄の民営化、N T Tの民営化を中心にお取り
組みになられた橋本通産大臣でありますだけに、今回政府でお取り
組みになっておられるいろんな行政改革について思いがおりなの
かと私も拝察をいたしているわけですが、これらの発言
の真意、また政府内部においては、数合わせの特殊法人の統廃合と
いうことでいくのか、あるいは財源を考えた、また、さつき総理が
言われたような、二十一世紀に向かって合理的な、簡素な特殊法人、
そういったものを目指してやるということと合意がなされておるの
か、こころ辺を含めてお答えをいただきます。

橋本国務大臣 鈴木内閣の当時、第二次臨時行政調査会を考え、
そして第二次臨調以来行いをもとにしてまいりました中で、今御質
問をいただきましたようなポイント、ともに憂いを同じくして語り
合ったことを今思い起こしております。そして私は、先ほど総理か
らお答えのありました内容、まさに簡素にして効率的な政府、そし
て、それを、住民に身近な行政はできるだけ身近な自治体にお願
いをする、同時に、その時代時代に合わせて機動的な対応を行政改革
というものは常に心がけていくべきものであり、その意味では不断
の問題である、私はそう思っております。

ですから、多少御質問の趣旨に外れるかもしれませんが、例えば本年度、通産省は、今回のPL法の施行に伴う体制づくり、通産検査所二十二カ所ありましたものを十一カ所に統合し、その上で体制を整備をいたしました。私は、それぞれの省庁がその時代の行政の変化に即応して同じような考え方で行動しておられると信じております。

そして、今御指摘がありましたような内部の議論、それぞれに係閣僚の協議の中ではさまざまな角度からの論議を、当然のことながら戦わせております。それぞれの所管行政に責任を負う者として、みずからの所管行政の中を点検し、その上でどういふ哲学でこれを進めるのか、当然のことながら意見交換をいたしており、そのプロセスにおいて私も自分の意見を申し上げてまいりました。そして、できる限りの努力を傾けてまいりたい、そのような気持ちであることを申し上げます。

中井委員 大蔵大臣にお尋ねをいたします。

大蔵大臣はさきがけの党首であられ、さきがけの皆さん方が行政改革について大変私どもも意を強くするような提言をなさっておりますし、大蔵大臣みずからも、行政改革の具体的内容が数字で示されることが大事だとか、行政改革なくして税制改革なしであるとか、